

平成26年度フォローアップ研修の説明ポイント (実務向上研修)

I. 政治資金監査の質の向上～登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言～

政治資金監査の質の向上について説明。

- 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できたとするものの割合が、年々増加してきている
- 一方、本来であれば政治資金監査の過程で指摘されるべきだった収支報告書の誤記等が散見される状況にある
- 以上を踏まえ、更なる政治資金監査の適確な実施及びそれに伴う政治資金に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上を図るため、登録政治資金監査人に対して、当委員会より個別に指導・助言を行う

II. 政治資金監査に関するQ & Aの改定

政治資金監査に関するQ & Aの改定について、具体的に内容を解説。

◆改定の目的

- 「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（平成26年3月）」を踏まえ、「政治資金監査に関するQ & A」の追加・改定を行い、
- 併せて、質疑応答の掲載順についても見直し
- また、「収支報告書の記載方法に係る基本的な方針」に係る資料を充実

◆改定の概要

- 業務制限についての検討を踏まえ、Q & Aを改定・追加したもの
- 振込明細書の取扱い等に係る政治資金規正法施行規則の改正を踏まえ、Q & Aを改定したもの
- 政治資金監査マニュアルの改定（平成25年6月）及び「取りまとめ」を受けて、Q & Aを追加したもの
- 時限的な措置であるため、Q & Aから削除したもの

◆主要な改定の背景（「取りまとめ」における業務制限の範囲についての検討結果） について

- 政治資金監査の業務内容はいずれの登録政治資金監査人が行うかによって左右されるべきものではないので、業務制限の強化の必要性はないという考え方が示された。

- その一方で、政治資金監査に対する国民の高い信頼を保つための配慮も必要ではないかという考え方も示された。
- これらを踏まえ、取り上げた事例ごとに個別に検討した結果、一部の事例について、制度改正により一律に業務制限の対象とするものではないが、登録政治資金監査人の慎重な判断を促すことが適当であると結論づけられた。

◆主な事項の新旧対照表

Ⅲ. 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）の留意事項～研修テキスト解説部分の重点説明～

政治資金監査マニュアルの留意事項について、研修テキストの解説部分を重点的に説明。

◆政治資金監査の目的

- 形式的な審査との違い
- 政治資金監査マニュアルの政治資金規正法上の位置付け

◆登録政治資金監査人

- 「公職の候補者」とは

◆国会議員関係政治団体

- 収支報告書の提出先及び提出期限
- 収支報告書等に併せて提出すべきもの

◆政治資金監査指針① 一般監査指針

- 国会議員関係政治団体の主たる事務所
- 現物の確認

◆政治資金監査指針② 個別監査指針

- 振込の方法により支出をした場合
- 当該領収書等に係る支出の内容を示す請求書等の書類
- 「収支報告書の必要記載事項」とは等

◆政治資金監査指針③ 会計責任者等に対するヒアリング

- 会計責任者等に対するヒアリングの対象者
- 「書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項」とは等

◆政治資金監査報告書

- 会計帳簿等の関係書類の記載方法について
- 政治資金監査報告者の「業務制限」における使用人の取扱い

◆その他の留意事項

- 政治資金監査チェックリスト及び政治資金監査報告書チェックリスト
- 収支報告書の提出後に生じた事情とその対応等

IV. 平成24年分政治資金収支報告の概要

昨年11月末までに公表された平成24年分政治資金収支報告について、国会議員関係政治団体を中心に、収支報告書の提出状況及び全体の収支の概要を紹介。

◆総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分（国会議員関係政治団体分）

- 届出団体数 3,627団体、うち提出団体数 3,490団体
- 提出団体に係る収入総額 694億円、支出総額 483億円

V. 平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書の概要

平成24年分収支報告に係る政治資金監査の結果を解説。併せて、一部の政治資金監査報告書に見受けられた必ずしも正確でない記載等の是正に向けた今後の対応方針を紹介。

◆政治資金監査の結果

- | | H23年分 | H24年分 |
|-------------------------------------|-------|---------|
| ○ 政治資金監査の対象となった事項について
すべて確認できたもの | 96.1% | → 96.5% |
| ○ 何らかの不備を指摘したもの | 3.9% | → 3.5% |

◆政治資金監査報告書の記載状況等

- 平成24年分収支報告に係る政治資金監査報告書においても、一部ではあるが、その記載内容等について、政治資金監査マニュアルに規定された記載例から逸脱したものの指摘があったところ。
- また、都道府県選挙管理委員会から「登録政治資金監査人に対する研修の充実・徹底」、「Q&Aの充実」などの意見が寄せられているところ。
- そのため、フォローアップ研修の充実、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言及びその枠組みの構築等の取組を通じ、個々の登録政治資金監査人に対してきめ細かな指導・助言を行い、より精度の高い政治資金監査報告書が作成されるよう注力。

VI. 政治資金監査報告書の作成等に関し特に留意すべき点

より精度の高い政治資金監査報告書の作成に資するよう、実際に見受けられた参考事例を踏まえながら、特に留意すべき点等を解説。

◆「あて名」等に関する記載

(参考事例)

- 政治資金監査報告書の日付が「宣誓書」の日付より後の日付となっていたり、記載漏れがあった事例
 - 政治資金監査報告書の日付が「領収書等」の日付より前の日付になっていたり、記載漏れがあった事例
 - 国会議員関係政治団体の名称が正式名称ではない略称を記載していたり、代表者ではない者の氏名を記載していた事例
- 等

◆「1 監査の概要」に関する記載

(参考事例)

- 従前の記載例（平成20年10月時の政治資金監査マニュアル等）による政治資金監査報告書の提出があった事例
 - 解散等団体の収支報告書の根拠規定を「法第12条第1項」と記載していたり、記載していなかった事例
- 等

◆「2 監査の結果」に関する記載

(参考事例)

- 実際に保存が確認された書類を記載すべきなのに、存在しなかった書類も含めて、すべての書類を記載していた事例
 - 支出がゼロなのに、(1)や(3)に存在しないはずの「領収書等」や「領収書等を徴し難かった支出の明細書」又は「振込明細書」などの書類を記載していた事例
 - 「領収書等を徴し難かった支出の明細書」及び「振込明細書に係る支出目的書」が存在しなかったため、(4)の記載を削除していた事例
- 等

◆「3 業務制限」に関する記載

(参考事例)

- 「○○○○と私達との間には」として記載し、国会議員関係政治団体と使用人等との関係に関する記載を省略していた事例

◆その他

(参考事例)

- 政治資金監査報告書記載例と全く異なる政治資金監査報告書が作成され、選管等に提出されていた事例

◆その他の提出書類関係

(参考事例)

- 「収支報告書」に記載されている金額について、表間の金額が整合的でなかった事例や「領収書の写し」の記載内容と整合的でなかった事例
- 選管等へ収支報告書及び政治資金監査報告書を提出する際に、「領収書等の写し」、「領収書等を徴し難かった支出の明細書等」などの添付書類や、「領収書等亡失等一覧表」が漏れていた事例
等

◆チェックリストの活用

- 政治資金監査を行うに当たっては、必要に応じて、政治資金監査チェックリストを活用し、監査事項の確認を行うことが望ましいものであること。
- 政治資金監査報告書を作成するに当たっては、必要に応じて、政治資金監査報告書チェックリストを活用することが望ましいものであること。

VII. 政治資金適正化委員会ホームページ

VIII. 政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ (平成26年3月) - 抜粋 -

- 1 登録政治資金監査人の登録及び研修等
- 2 政治資金監査に関する具体的な指針（政治資金監査マニュアル）
- 3 政治資金監査の質の向上について
～登録政治資金監査人に対する指導・助言及び研修のあり方～
- 4 政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項